帝国タイムス
明治33年3月3日創業　THE TEIKOKU TIMES
旬刊 2025年（令和7年）7月15日（火曜日）　第13869号

成長のための企業法務

第75回

アンビシャス総合法律事務所　弁護士　奥山倫行

リスクマネジメント（オンラインカジノ）

Q　芸能人やプロスポーツ選手がオンラインカジノをやっていたことを咎められ、活動を自粛したり、謝罪したりするニュースを目にします。当社の従業員の中にも、オンラインカジノをやっていそうな者もいますので、企業としても何らかの対応をする必要があるかもしれません。オンラインカジノは違法だと思いますが、どのような行為が問題になるのでしょうか。また、企業として対応を進める際の留意点も教えてください。

A　インターネットを通じてオンライン上でギャンブルをする「オンラインカジノ」に関する報道を目にする機会が増えています。日本国内からオンラインカジノで賭博をすることは犯罪（賭博罪）などにあたり違法です。実際の検挙事例も枚挙に暇がありません。違法なオンラインカジノですが、潜在的な利用者が数百万人はいるとも言われ、根深い問題です。利用も簡単ですし、間違った情報も数多く出回っているため、御社の従業員の中にも、間違った理解のもと、軽い気持ちで手を染めている人もいるかもしれません。この機会に正しい認識を確認したうえで、企業としても必要な対応を進めてください。

オンラインカジノとは

「オンラインカジノ」は、スマートフォンやパソコンなどを利用してオンライン上でゲームを行い、その結果に対して、現金、暗号資産、電子マネーやポイントなどを賭けるものです。無料でプレイする分にはゲームなので違法ではありませんが、経済的な対価を賭けて有料でプレイすると違法です。ギャンブルの内容には、ルーレット、スロット、バカラ、ブラックジャック、ポーカー等のカードゲームの他にも、パズルゲームやプロ野球、サッカー、格闘技等の勝敗に賭けるスポーツベッティングなど多種多様なものがあります。

オンラインカジノは違法？

オンラインカジノについて、一部のSNSやウエブサイトでは「海外のサービスなので合法」「海外で適法に運営されているから大丈夫」「日本に拠点がないから大丈夫」「日本に店舗がないから大丈夫」「グレーゾーンだから大丈夫」「日本では取り締まれないから大丈夫」「合法だと思ったと言えば大きな問題にはならない」「みんなやっているから大丈夫」「仮に違法になったとしても摘発まではされない」などの情報発信を見ることがありますが、誤解です。

海外で適法に運営されているサイトであっても、日本国内からアクセスして利用する場合には、違法になります。グレーゾーンではなく、明らかな犯罪です。知らなかったと言っても刑事責任を問われることはあります。

また、オンラインカジノの多くは、サイト上で銀行口座やクレジットカードと紐づけてアカウントを作り、ポイントを購入したうえでゲームを行い、獲得したポイントを換金する仕組みになっています。パソコンやスマートフォン上の操作で完結するので、オンラインゲームやスマホゲームの延長のような感覚で、手軽に利用してしまうのだと思いますが、手軽だからといって違法性がなくなるわけではありません。

さらに、インターネットで検索すると、お勧めのオンラインカジノを紹介する動画や、オンラインカジノを楽しんで攻略法を解説しているような動画もあったりしますが、違法な行為の勧誘なので注意してください。

どのような犯罪になる？

(1)開設・運営した場合

日本の事業者がオンラインカジノを日本で運営した場合には賭博場開張等図利罪（刑法186条2項）に該当します。しかし、オンラインカジノのほとんどは海外の事業者が運営しており、日本の国内法では直接取り締まることができないことがほとんどです。このような規制の甘さから日本語に対応したオンラインカジノが増えており、日本人がターゲットにされているようです。

(2)利用した場合

日本では日本の法律に基づいて適法に運営されている競馬や競輪、競艇などの公営競技や、totoなどのスポーツ振興くじ以外の賭博行為は、賭博罪（刑法185条）や常習賭博罪（刑法186条1項）に該当します。賭博とは、偶然の勝敗に金銭などの経済的対価を賭けることです。

オンラインカジノの多くは海外で合法に運営されていますが、日本国内からこれらのサイトにアクセスしてオンラインカジノで賭博を行うと違法です。賭博罪は「50万円以下の罰金又は科料」（刑法185条）とされ、賭博行為に常習性が認められれば常習賭博罪として「3年以下の懲役」（刑法186条1項）の法定刑が定められています。常習性は、何回繰り返したら常習性が認められるという明確な基準はありません。頻度や期間や回数を踏まえて総合的に判断されます。

(3)決済に関与した場合

日本国内でオンラインカジノの入金や出金といった決済に関与した場合には、賭博罪等の共同正犯（刑法60条）や幇助（刑法62条1項）に問われることがあります。

(4)広告宣伝に関与した場合

日本国内でオンラインカジノの広告や宣伝に関与した場合にも、賭博罪等の共同正犯（刑法60条）や幇助（刑法62条1項）に問われることがあります。

企業が対応する際の留意点

企業としては、オンラインカジノが違法であることを前提にした対応をする必要があります。実際に特定の従業員がオンラインカジノをやっているとの噂を耳にした場合には、情報の出所を確認したうえで、社内調査を進める必要があります。調査方法としては、従業員に対するヒアリングが中心になると思いますが、ヒアリング対象者の選定やヒアリングをする順番（対象従業員との関係性が薄いものから順に聞いていく）にも配慮が必要です。

また、調査結果については、刑事責任や懲戒処分等の労働契約上の責任などを追及する必要も出てくるかもしれませんし、仮に職場内で多くの従業員が違法性の認識なく行っていた場合には企業のレピュテーション低下に配慮した対応が必要になってくる場合もあります。そのため、安易に捉えると重大なコンプライアンス上の問題に発展しかねませんので、調査を行う場合にはこの種の不祥事対応に知見がある弁護士に相談しながら慎重に対処することが肝要です。

アンビシャス総合法律事務所
札幌市中央区大通西11の4の22　第2大通藤井ビル8F、電話011-210-7501、FAX011-210-7502
https://ambitious.gr.jp